## 障害があっても働き続けられる職場に! 障害者や病者が合理的配慮を受け、働き続けられるよう 公正で希望の持てる労働審判を求める要請書

わかやま市民生協で働くSさんは、腎臓病を患い、生きるための透析を受けながら働き続けようとしています。誰でも病気になる可能性はあります。生きるための透析に行く配慮もせず、退職を迫るような人権侵害は許せません。透析治療を受けながら働いている人は、日本中にたくさんいます。どうしてわかやま市民生協では、出勤時間をずらすなど少しの配慮も出来ないのでしょうか。わかやま市民生協は、労働安全衛生法や障害者雇用促進法などに反する違法行為をいますぐやめるべきです。

少しの配慮があればSさんは、働き続けることができます。私たちは、障害があっても、病気があっても合理的な配慮のもとに働き続けることができる社会でなければいけないと強く願っています。

S さんの労働審判において、公正なそして障害者や病者が希望を持って生きていけるような審判を出していただけるよう切望いたします。

2016年 月 日

和歌山地方裁判所 労働審判委員会 労働審判官 殿

労働審判員 殿

名 前	住 所

(取扱い団体)わかやま市民生協Sさんの職場復帰を支援する会 【事務局】 和歌山地区労働組合協議会

和歌山市湊通丁南1丁目1-3 名城ビル2F :073-436-3578